

出雲市農業用除草機械導入支援事業費補助金 Q&A

①申請前

No.	質問	回答
Q1	申請の手引きや申請に必要な書類はどこにありますか。	紙媒体は、本庁 5 階 農業振興課、斐川農業事務所及び JA 営農センターに設置しています。また、市ウェブサイトにも掲載しています。 市ウェブサイト URL https://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/1749531920974/index.html
Q2	令和 6 年度に出雲市中小企業者等物価高騰対策デジタル化・省力化促進支援事業補助金を受けましたが、申請できますか。	出雲市中小企業者等物価高騰対策デジタル化・省力化促進支援事業補助金(令和 6 年出雲市告示第 54 号)を活用し、除草機械を導入した場合は申請できません。除草機械以外を導入していた場合は申請可能です。
Q3	抑草機械(アイガモロボ等)、除草剤散布機(ドローン等)は補助対象ですか。	対象外です。対象となるのは除草機械(自走式、無線式及びトラクター取付用アタッチメント)に限ります。
Q4	交付決定の前に注文したものは対象になりますか。	交付決定前に注文されたものは対象にはなりません。注文や契約の締結などは交付決定日以降に行ってください。
Q5	補助金は、前払いしてもらえますか。	補助金の前払いはできません。補助金の交付は、実績報告を提出していただき、適正に補助事業が行われていたことを確認できた場合に補助金を確定してから交付します。

出雲市農業用除草機械導入支援事業費補助金 Q&A

No.	質問	回答
Q6	中古の除草機械は対象になりますか。	対象となります。ただし、残存の耐用年数があり(購入から7年以上経過した機械は不可)、その旨が証明できる書類(製造メーカー等が証明したものなど。書式は任意)を提出することが条件となります。また、価格については、定価に対し残存の耐用年数で割り出した金額を超えない金額を適正価格とし、それ以上の金額の場合は申請不可となります。 ※適正価格について(例) 定価 700 万円、耐用年数 7 年中残存 4 年＝適正価格 400 万円

②申請

No.	質問	回答
Q7	市税の滞納のない証明は、どのように入手できますか。	「市税の滞納がない証明」は、出雲市役所本庁舎2階の市民税課または各行政センターで取得することができます。(交付手数料が必要です)
Q8	県外の事業者が発行した見積書は添付書類とできますか。	できません。添付していただく見積書は出雲市、松江市、大田市、雲南市及び飯南町地内に本店、支店又は営業所がある事業者が発行するものに限ります。
Q9	なぜ、出雲市、松江市、大田市、雲南市及び飯南町地内に本店、支店又は営業所がある業者に限定するのですか。	導入除草機械の適切な管理・使用のため、不測の事態が発生した場合でも、迅速な対応が可能と思われる近隣事業者に限定しています。

出雲市農業用除草機械導入支援事業費補助金 Q&A

No.	質問	回答
Q10	導入する除草機械は、消費税込みで20万円を超えますが1者しか取扱いがありません。どうしたらよいですか。	導入する税込み20万円以上の除草機が1者しか取り扱いがなく、他社で見積書を取得することができない場合は、「一者契約理由書」に必要事項を記入のうえ（なぜその商品でないといけないのかを明記）、ご提出ください。

③補助対象経費

No	質問	回答
Q11	クレジットカードで支払おうと思いますが、補助対象になりますか。	クレジットカードでの支払いも対象です。
Q12	導入する除草機械が複数台あります。1台あたりの価格は下限事業費（10万円）に達してはいませんが、合計額は10万円を超えています。その場合は対象となりますか。	合計せず、導入除草機械ごとの判断となります。よって下限事業費に達しない機械は補助対象外となります。
Q13	既存除草機械の修理費用は対象になりますか。	除草機械導入費用が対象であり、修理費用は補助対象外です。
Q14	除草機械をリースしようと思います。その費用は対象になりますか。	除草機械導入費用が対象であり、リースは補助対象外です。

出雲市農業用除草機械導入支援事業費補助金 Q&A

No.	質問	回答
Q15	代金を支払うとき、ポイントを使って支払っても良いですか。	ポイントやクーポンで支払った部分は補助対象経費の対象外です。 例：220,000 円（税込み）のうち 10,000 円をポイントで支払った場合は、税抜き価格（200,000 円）に対してポイント全額を充てたものとみなし、補助対象経費は 190,000 円となります。
Q16	消費税及び地方消費税は対象経費に入りますか。	消費税及び地方消費税は、補助対象経費に含まれません。
Q17	保守料も対象になりますか。	保守料は、補助対象経費に含まれません。
Q18	ロボット草刈機は対象になりますか。	ロボット草刈機はデジタル製品に該当するため、対象外です。 出雲市商工振興課が窓口の「出雲市中小企業者等物価高騰対策デジタル化・省力化促進支援事業補助金」では対象となる可能性がありますので、商工振興課へご相談ください。

⑤交付決定後・変更

No.	質問	回答
Q19	申請したものと異なる除草機械を買おうと思いますが、対象になりますか。	原則として、申請のとおり購入してください。やむを得ず変更する場合は、事前に相談してください。同等と認められる場合は補助対象となりますが、補助事業経費の総額が 20%以上の減額になる場合は、補助事業等計画変更・中止承認申請書を提出ください。20%未満の場合は、提出は不要です。 なお、補助対象経費が増額になっても交付額の増額はできません。
Q20	申請した後、除草機械を追加で買いましたが、補助金を増やしてもらえますか。	交付決定後の補助金の増額はできません。

出雲市農業用除草機械導入支援事業費補助金 Q&A

No.	質問	回答
Q21	交付決定を受けた後、事業の経費が減ることになりました。どうなりますか。	補助事業経費総額の 20%以上の減額であれば、事前に変更承認申請を行う必要がありますので、補助対象経費が減ることが分かった時点で市までご連絡ください。経費総額の 20%未満であれば、変更承認申請は不要です。 なお、補助率は補助対象経費の 1/2 以内ですので、経費の減額に伴い、補助金額が減額になる場合があります。
Q22	交付決定通知書をなくしてしまいました。再発行してもらえますか。	交付決定通知書の再交付は行っていません。交付決定通知書が届きましたら、大切に保管しておいてください。
Q23	クレジットカードで支払った場合に添付する書類を教えてください。	どのような支払方法であっても、経費支出の証拠書類の納品書・請求書・領収書の計3点を提出ください。 このうち、領収書がどうしても発行されない場合はクレジットカード利用明細請求書（写）とクレジットカード引落口座通帳の該当ページ（写）をもって代替書類と認めます。 ただし、この場合、口座からの引き落とし日をもって「支払いが完了した」とみなしますので、ご注意ください。

④実績報告

No.	質問	回答
Q24	実績報告は、どのタイミングですればよいですか。	実績報告は、補助事業が完了したときから 30 日以内に行ってください。「補助事業が完了した」とは、補助事業に関する発注、納品、支払等が全て完了することをいいます。
Q25	添付する領収書などは、原本が必要ですか。	原則として領収書は写して構いません。ただし、内容に疑義がある等の場合は、原本の提示をお願いすることがあります。
Q26	1 機 50 万円を超える除草機を購入しました。財産管理台帳の提出は必要ですか。	税抜き 50 万円以上の除草機を購入された場合は、取得財産等管理台帳を記載のうえ、ご提出ください。
Q27	除草機械を複数購入し、合計費用が 50 万円を超えましたが、財産管理台帳の提出は必要ですか。	取得財産等管理台帳のご提出は、1 台の除草機械の単価が税抜きて 50 万円以上かかった場合に必要です。
Q28	財産管理台帳に記載する「処分制限期間」とは何ですか。税抜き 50 万円以上の除草機を導入しましたが、期間は何年ですか。	補助事業等で取得し又は効用の増加した財産は、その財産の処分が制限される期間が定められています。農業用除草機は 7 年です。 ※減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）より 50 万円未満の場合でも補助事業終了年度末から 5 年間、適切に使用・管理をお願いします。
Q29	実績報告書を提出しました。いつごろ補助金がもらえますか。	添付書類等に不備がない場合は、約 1 か月後に指定された口座へ補助金を振り込む予定です。
Q30	補助金確定通知書をもらっていましたが、なくしてしまいました。再発行してもらえますか。	確定通知書の再発行はいたしません。確定通知書が届きましたら、大切に保管してください。
Q31	納品、支払い完了後、実績報告をしないまま 30 日以上経過してしまいました。どうなりますか。	実績報告に併せ、遅延理由書を求める場合があります。悪質でなく、当初の補助事業内容に大きな変更がない場合、交付決定の取り消しはしませんが、このようなことがないよう留意してください。

⑥その他

No.	質問	回答
Q32	この補助金は、課税対象ですか。	法人の場合は法人税、個人事業者の場合は所得税の課税対象となります。
Q33	補助金額に消費税及び地方消費税が含まれますか。	含まれていません。
Q34	補助金で購入した除草機械の処分には、手続きが必要ですか。	税抜単価 50 万円以上の除草機械を購入した場合は、財産の処分が一定期間制限されます。その期間は 7 年です。（中古の場合はその限りではありません。） 上記制限期間内に機械処分を行うと、補助金返還義務が発生します。その際は事前に出雲市農業振興課までご連絡ください。